

一般会計予算決算常任委員会
新型コロナウイルス感染症対策
分科会記録

令和2年6月18日

【開催日】 令和2年6月18日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時50分～午後3時14分

【出席委員】

分科会長	高松秀樹	副分科会長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地諭
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	総務課長	田尾忠久
福祉部長	兼本裕子	福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦
福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子	子育て支援課長	長井由美子
子育て支援課主幹	別府隆行	子育て支援課子育て支援係長	西村真愛

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
------	------	-------	-----

【付議事項】

- 1 議案第76号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）について

午後2時50分 開会

高松秀樹分科会長 それでは、ただいまより一般会計予算決算常任委員会新型

コロナウイルス感染症対策分科会を始めます。本日の審査内容は、議案第76号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）についてでございます。それでは、執行部の説明をお願いします。

長井子育て支援課長 議案第76号山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）に係る子育て支援課の事業について御説明いたします。この度の補正は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に係るものです。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に生じている子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うことを目的とし、事業費は国の第2次補正予算に含まれており、6月12日に成立いたしました。支給事務は県や市町が行い、ひとり親世帯に対する経済支援であることから、対象者に可能な限り速やかに支給するものです。それでは、補正予算書5ページ、6ページ中ほどの歳出を御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、11目ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費の補正額7,786万4,000円について御説明いたします。1節報酬3万円。これは会計年度任用職員の時間外勤務手当に係るものです。3節職員手当等12万8,000円。これは正規職員の時間外勤務手当に係るものです。11節需用費25万8,000円の内訳は、申請書や給付決定通知書等を印刷する用紙代など事務に必要な消耗品費が3万7,000円、郵送用封筒やチラシ等広報物を印刷する印刷製本費が22万1,000円です。12節役務費33万8,000円の内訳は、申請書や給付決定通知書等の郵送料として通信運搬費が17万8,000円、制度の給付対象者によっては申請が必要となる場合がありますので、制度周知のための広告料2万4,000円、給付金の振込手数料13万6,000円です。13節委託料264万円は、臨時特別給付金に対応するために現行システムを改修する委託料です。19節負担金、補助及び交付金7,447万円は、対象者に支払う給付金です。この事業の財源については、補正予算書の同じく5ページ、6ページの上段、歳入を御覧ください。10分の10の割合で国庫補助がございしますので、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫

補助金、2節児童福祉費国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業費7,786万4,000円を充てることとしております。続きまして、制度の内容について御説明いたしますので、資料を御覧ください。ピンク色A5サイズの冊子は、児童扶養手当の制度を市民の方に説明する際に配布している資料です。今回の臨時特別給付金につきましては、対象者や所得制限等が、この児童扶養手当の制度を基本としております。次に、A4で上部にひとり親世帯臨時特別給付金の御案内と記載してある資料を御覧ください。この度の臨時特別給付金広報のために国が作成したチラシです。これを使用しまして、この制度に該当する方への広報を予定しております。給付の内容につきましては、2種類の給付がありますので、まず1番の基本給付について御説明いたします。基本給付の対象となる方はチラシに記載がありますように、三つのパターンのいずれかに該当する方となりますので、順に御説明いたします。まずは①、令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方です。支給額については、1世帯5万円。第2子以降、一人につきプラス3万円を給付します。これに該当する世帯に対しては、子育て世帯への臨時特別給付金と同様に、制度の案内を送付した後、受給拒否の申出期間を設け、拒否されなかった方々に対して口座振り込みの方法により給付いたします。国からの通知には、「可能な限り8月までに支給すること。」となっておりますので、それを目標に事務処理を進めてまいります。②は、遺族年金や障害年金など公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当が全額支給停止となっている方及び公的年金等の受給を理由に児童扶養手当の認定を受けていない方のうち児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方です。③は、児童扶養手当の認定を受けているが、所得制限により全額支給停止となっている方及び児童扶養手当の認定を受けていない方のうち新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回ることとなった方です。これらに該当する世帯も①と同様に、1世帯5万円、第2子以降一人につきプラス3万円を給付します。しかし、②と③に該当する方については、申請が必要となりますので、市広報やチラシ、FMラジオを利用して、制度の周

知を図り、対象者から申請を頂いた後は、可能な限り速やかに口座振り込みの方法により支給事務を進めてまいります。続きまして、2番目の追加給付について御説明いたします。これは、先ほど御説明した基本給付の①又は②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が減少した方が給付対象となり、1世帯につきプラス5万円を支給いたします。この追加給付に関しても申請が必要となりますので、8月に実施する児童扶養手当の現況届や基本給付の広報を通じて制度を周知し、対象者から申請を頂いた後は、可能な限り速やかに口座振り込みの方法により支給事務を進めてまいります。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

高松秀樹分科会長 以上で説明が終わりました。委員からの質疑を求めます。

吉永美子委員 山陽小野田市では、児童扶養手当を支給されている方ってというのは何世帯なんですか。

西村子育て支援課子育て支援係長 児童扶養手当を受けている世帯は580世帯となっております。

吉永美子委員 収入等があって、児童扶養手当に該当していないひとり親家庭は何世帯ですか。

別府子育て支援課主幹 ひとり親家庭が何世帯かというのはよく聞かれる御質問なのですが、市では把握ができておりません。児童扶養手当の世帯が何世帯というのは、先ほど申し上げた580世帯でございますけれども、ひとり親世帯が何世帯あるかというのは、ちょっと申し訳ありませんが、把握ができておりません。

吉永美子委員 現実的に無理なんですか。全国の市町村、それはもう無理ということですね。

別府子育て支援課主幹 はい、現実的にちょっと困難と考えております。

吉永美子委員 であればですね、結局、しっかり働いていて児童扶養手当の対象になってない人も絶対いますよね、間違いなく。そういう方々に対しての、要は、先ほど言われたように申請っていう、申請主義じゃないですかって考えると、知らなかったとかっていうことがあってはいけないんだけど、例えば後になって友達から聞いたりとかして、速やかについて、8月までについて国が言っているんだけど、いつまでならば申請をオーケーとするという期限があるんですか。

別府子育て支援課主幹 今、市で考えておりますのは、来年の2月末までの申請期限にしたいというふうに考えております。

藤岡修美委員 給付金の額7,447万円ということで算定されておりますけれども、この根拠を示していただけますでしょうか。

別府子育て支援課主幹 先ほどの説明の中で、今現在、児童扶養手当を受給しておられる方を580世帯と申し上げましたが、これに5万円を掛けます。それから、第2子以降には3万円が給付されますので、第2子以降の人数、これ実際、今339名いらっしゃいますが、これに3万円を掛けて、児童扶養手当受給世帯に対して3,917万円というのが出てきます。それから、②の公的年金受給者、こちらにつきましては、今、公的年金を受給しているために児童扶養手当が全額支給停止になっている方というのは本市にはいらっしゃいません。で、もう一つのパターンで、年金があるから児童扶養手当の申請をそもそもしていないという方が中にいらっしゃるかと思うんですが、この方についても正確な数字というのはちょっと把握ができませんので、国が算定に用いている全国の世帯の割合を本市に当てはめて、ここの世帯を48世帯、第2子以降は29人というふうに見込んでおります。それぞれ48世帯に5万円を掛けて、

29人に3万円を掛けて327万円というのが、この②のパターンでの算定で出てきます。それから、③の新型コロナウイルスの影響で家計が急変しうんぬんというところにつきましては、これもちょっと正確な把握というのが市では難しいものですから、国の算定の割合を用いまして102世帯、第2子以降は61名と見込んで、この③に該当する方が693万円と見込んでおります。それから、最後の追加給付のところでございますが、これも実際にこの新型コロナウイルスの影響でどれぐらいその収入が下がった方がいらっしゃるかというのは、実際に申請を受けてみないと分かりませんので、これも国が、先ほどの①と②の8割程度の方がいらっしゃるという見込みを立てておりますので、先ほどの①と②の8割ということで502世帯というのを出しまして、これに5万円を掛けて2,510万円。以上の合計で7,447万円という予算要求にいたしております。

藤岡修美委員 実際、申請を受けて予算が足りなくなるということは考えられませんか。

別府子育て支援課主幹 これは場合によってはそういうことも考えられると思いますので、万が一予算が不足した場合には、また補正等で審査をしていただかなくてはならないと考えております。

吉永美子委員 例えば、保育園とか小学校とか中学校、また高校生、18歳になるまでですよね。ということは、そういった現場は、要は、ある程度はこの子供についてはお母さんしかいないとかお父さんしかいないとか、そういうのは分かっていますよね。そういう意味では、いかに漏れなくするかっていうと、やっぱり保育園とか、幼稚園はあんまりいないかもしれないけど、小学校、中学校、高校とかそういったところを使って、今回こんなのがあるんですよって、該当しない人が見ても別に問題ないので、そういうことは考えておられるんですか。

別府子育て支援課主幹 御指摘のとおりで、印刷製本費でチラシを作る、ポスターを作るという費用を計上しております。ひとり親の方だけに対象を絞ってチラシを渡すというのは、ちょっと難しいかと思imasので、基本的には小学校、中学校、高校、それから保育所等に積極的にチラシを配布して、そういう制度に該当するのに申請がないということは極力なくしていかななくてはならないと考えております。

宮本政志委員 そうすると1世帯に一人の場合は5万円ということでもいいですかね。

別府子育て支援課主幹 おっしゃるとおりです。

宮本政志委員 そうすると、例えば3人いらっしゃったら、5万円と残り2人が3万円ずつで11万円よろしいですね。

別府子育て支援課主幹 おっしゃるとおりです。

宮本政志委員 さらに、このコロナの感染症で収入が減少した方は、それにプラス5万円ということで、これは所得加算されるんですか。所得には、加算されることはないんですか。

別府子育て支援課主幹 この度の臨時特別給付金につきましては、課税対象とはなりません。

宮本政志委員 それと8月頃っていうのは、期待をされると思うんですけど、8月の中旬頃、終わり頃とか、大体どれぐらいになりますか。

別府子育て支援課主幹 これは、議決を受けた後に、業者とシステム改修の話を具体的に詰めていくことになりますので、今ちょっと具体的に8月のいつというのは申し上げることができませんが、なるべく早い時期にと

いうふうには思っております。

吉永美子委員 先ほど、当然ながらひとり親世帯のところだけに限定していくっていうのはあり得ないわけなんだけど、そのチラシの配布を極力するということなんですが、これ2万4,000円でできるんですか、広告料。違うんですか。どの部分ですか。

長井子育て支援課長 チラシは、今のお手元にお配りしております厚生労働省が作成したチラシを自前で印刷をしますので、印刷製本費でチラシを印刷して配布します。おっしゃってる広告料の2万4,000円は、FMを利用した広報を予定しておりますので、その費用に充てるための費用です。

吉永美子委員 せっかくお知らせするのに、FMに限ってという、この選ばれた理由は何ですか。

長井子育て支援課長 はい、一番皆様が身近に聞いてらっしゃる放送と思っておりますので、今、FMを予定しております。

吉永美子委員 やっぱりテレビほどのアピール性は、どうしても申し訳ないけど、薄いと思うんですけど。どれだけのリスナーがおられるかっていうのは把握した上で、そういうふう感じておられるんですか。

別府子育て支援課主幹 テレビCMにつきましては、政府が国の放送としてやることを期待しております。

高松秀樹分科会長 これ2万4,000円で、FMって、どのぐらいの枠なんですか。

長井子育て支援課長 1分程度原稿をFMのスタッフの方に読んでいただく

ことが28回、それから、担当者がスタジオに出向いて30分から1時間程度時間を頂いてPRをする時間を1回予定しております。

吉永美子委員 この広告料っていうのは限度があるんですか、国からいわゆる示されている中で。決して高くないけど。

長井子育て支援課長 国から示されているものに上限はございません。こちら、担当課のほうではじいて、国に申請をしたものを事務費として頂くようになっております。

吉永美子委員 国からのテレビがあるって言われると、それなんだけど、やはり山陽小野田市がアピールしてますよって大きいですよ。やっぱり市からのお知らせですっていう、下関とかやるじゃないですか。市から言うから、下関市民はやっぱり何だろうと思いますよね。何か限度がないんだったら、もうちょっと違う形の広告って無理なのかなって思ったんですけど、そう思っちゃいけないんでしょうか。それと先ほど聞いたとき、御回答のなかったFMのリスナーはどのぐらいっていうのは、つかんでおられるんですか。

長井子育て支援課長 何人ぐらいの方がFM聞いておられるということは承知しておりませんが、普段から市のPRのコーナーも持っておりますし、一定の方に周知できると考えております。

吉永美子委員 ちょっとしつこいようですけど、市がアピールを確かにされているもの知っています。それに対して、こう聞いてて、反響があるから、FMを使おうという思いに至ったということですね。反響です。

別府子育て支援課主幹 一般的に広報ということで、真っ先に思いつくのはやはりホームページとか、広報紙、山陽小野田の市の広報紙だと思います。当然、その辺りを使った広報とかはしていくつもりです。それから、先

ほど申し上げた小学校、中学校、高校にチラシを配布と、ポスターを医療機関とか保育所、幼稚園、公共施設に配布したり、スーパーマーケットにもポスターを掲示したいと思っております。FMにつきましては、それらに加えて、また、ちょっとその辺りを補完するというか、更に周知を高めたいということで、FMを使った広報をしたいというふうに考えたところでございます。

高松秀樹分科会長 今、吉永委員が何かテレビのコマーシャルって話がありましたけど、広告について、テレビのコマーシャルをどうしようかって議論があったんですか。あったとすれば、なぜそれを行うことができなかったのかっていうのは、分かれば教えてほしいですね。

別府子育て支援課主幹 中で、テレビという話は、協議には出ました。しかしながら、やはりそこは国がすべきところとか、国でしてほしいというところで、テレビというところまで、この度は実現しなかったという経緯がございます。

高松秀樹分科会長 テレビの金額って調べられましたか、そのとき。

別府子育て支援課主幹 調べてはおりません。

山田伸幸副分科会長 この給付金については、県下一斉にされると思うんですよ。しないところはないと思うんですけど。例えば、全県の自治体が共同して、県下の皆さんにお知らせをして、それぞれが人口に応じて負担をすとかいう手はなかったですかね。

長井子育て支援課長 はい、県下の担当課内でちょっとそういった共同でPRをという話は出ておりません。

伊場勇委員 基本給付の③のところで、収入が、受給している方と同じ水準と

なっている前に、コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなどというふうに書いているんですけど、例えば、感染症の影響でない場合も水準が下がってれば、これは支給の対象になりますよってというふうな解釈でいいでしょうか。

長井子育て支援課長 あくまでも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてということですので、影響でない家計の変化は、この度は該当いたしません。

伊場勇委員 2番の追加給付は、新型コロナウイルスの影響を受けて、家計が急変し、というふうに書いてあるんですね。家計が急変する、その証明というか、急変した証明というのは、どういったところでこれが証明されるのでしょうか。

別府子育て支援課主幹 2番の追加給付のところにつきましては、ちょっと情報が遅れ遅れ来ておる状況で、詳しい把握がなかなかできなかったんですが、昨日ぐらいに来た情報で、ここは本人の申出によるものとされており、証明を求める必要はないということが示されました。

高松秀樹分科会長 つまり、これ2番は収入が減少したら、この追加給付を受けられるということになるんですか。減少の基準はないということですよ。

別府子育て支援課主幹 おっしゃるとおりです。

吉永美子委員 これについては、国が出しているのを見ると、簡易な方法で確認した上で、9月以降に支給と。この簡易な方法が本人の申出っていうことですね。これについては、だから9月以降になるということですかね。

別府子育て支援課主幹 基本給付のほうの③番、これも家計が急変して収入が減少した方が対象となるんですが、こちらにつきましては申請を受けるときに、給与明細書等の添付書類の提出が必要となっております。本人の申出だけで足りるというのは、あくまでも追加給付のほうでございます。それから、この申請につきましては、8月に児童手当の現況届を出していただきますので、そのような機会を使って制度の周知をしてくださいということも国も言っておりますので、8月中の給付というのはちょっと難しいと思うんですが、申請を受けて、その後、できるだけ速やかに給付をしたいと考えております。

吉永美子委員 私が聞いたのは、簡易な方法というのは本人の申出で確認した上で、その現況確認っていうのが8月にあるじゃないですか。それを確認した上で、9月以降に支給っていうところで速やかにでしようけども、9月以降でっていうことで支給して、その中で分かってなくて、たまたま知った人は2月末までということですね。

別府子育て支援課主幹 おっしゃるとおりです。

高松秀樹分科会長 そのほか、ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、ないということで、質疑を終結します。分科会なので、これで新型コロナウイルス感染症対策分科会長を終わります。お疲れ様でした。

午後3時14分 散会

令和2年（2020年）6月18日

一般会計予算決算常任委員会

新型コロナウイルス感染症対策分科会長 高松秀樹